

はじめに

鳥取県では、平成8年7月に鳥取県人権尊重の社会づくり条例を制定し「お互いの人権が尊重され、誇りを持って生きることができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくり」を目的とし、県政の主要な課題として「人権先進県づくり」を掲げました。以来、この条例に基づき、鳥取県人権施策基本方針(以下「基本方針」)を定め、人権教育・啓発の推進、相談・支援体制の整備や調査・研究の強化など人権尊重の視点に立ったさまざまな取組を進めてきたところです。

また、人権に対する県民意識の変化、新たな人権問題に関する県民の認識等について把握し、教育・啓発活動などの人権施策の基礎資料とすることを目的とし、過去3回にわたって鳥取県人権意識調査を実施しました。前回調査(平成23年2月)以降も、少子・高齢化やICTの急速な進展、人々の価値観や生き方の多様化に伴い、人権課題もますます多岐にわたり、複雑化してきており、この度「第4回鳥取県人権意識調査」を実施し、その結果をとりまとめました。

今回の調査においては新たに外国人、病気にかかわる人、刑を終えて出所した人及び性的マイノリティ(少数者)について、どのような問題があると思うかお尋ねしました。その結果、「わからない」という回答が高い割合を示しており、これらの課題についても今後、啓発・教育により理解を広げていく必要があります。また、長年の課題である同和問題に関する県民の意識については、前回調査とほぼ同じ傾向を示しており、引き続き差別意識の解消に向けた取組を一層推進していく必要があります。

今回の調査結果を参考にしながら、今後の効果的な人権施策について検討を行うとともに、基本方針を改訂(第3次)し、様々な人権課題の解決に向けて、関係機関・団体等とも連携・協働した取組を展開して参りたいと考えております。また、県民の皆様にも、人権に関する様々な課題について関心を持っていただき、御自身に関わる問題として人権について考えていただければ幸いです。

なお、作成にあたりましては、鳥取県人権意識調査実施検討委員会の委員の皆様及び鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の委員の皆様から貴重な御助言をいただきました。また、調査に御協力いただきました県民の皆様方に、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

鳥取県総務部人権局長 中林 宏敬

目 次

	ページ
【 調査の概要 】	
1 調査の目的.....	1
2 調査の概要.....	1
3 資料のみかた.....	1
4 回収状況と信頼区間.....	2
【 回答者の属性 】	
1 性別.....	3
2 年齢.....	3
3 職業等.....	4
4 居住地域.....	5
【 結果の概要 】	
結果の概要.....	6
【 調査結果 】	
問1 「人権」について自身に関わることとして考えたことがあるか.....	12
問2-① 人権侵害－被害経験の有無.....	14
問2-② 人権侵害－被害経験の種類.....	17
問2-③ 人権侵害－被害の相談先.....	21
問3-① 希望する相談先.....	25
問3-② 相談先に求める内容.....	31
問4 県内に存在していると思う人権問題.....	34
問5 人権意識の向上のために必要な取組み.....	39
問6 人権尊重の社会づくりのために必要な行政施策.....	43
問7-① 啓発物を読んだり見たりした経験.....	47
問7-② 啓発物の内容.....	51
問7-③ 啓発物を読んだり見たりしない理由.....	54
問8-① 研修会等への参加回数.....	57
問8-② 研修会へ参加した理由.....	61
問8-③ 研修会へ参加した感想.....	64
問8-④ 研修会へ参加しなかった理由.....	69
問9 人権問題への理解を深めるために必要な啓発手法.....	72
問10 人権尊重の心を育むために必要な学校教育.....	78
問11 部落差別の現状に対する考え.....	82
問12-① 部落差別に関する見聞き－過去5年間の有無.....	88

問 12-②	部落差別に関する見聞き—その内容	90
問 12-③	部落差別に関する見聞き—その時の対応	93
問 13	結婚問題に対するあなたの対応	98
問 14	同和地区にある物件に対する忌避意識	107
問 15	部落差別の解消のために必要な取組み	115
問 16	男女共同参画に関する問題	118
問 17	男女共同参画を推進するために必要な取組み	121
問 18	障がいのある人の人権に関する問題	124
問 19	身体障がいのある人の人権が尊重されるために必要な取組み	128
問 20	知的障がいのある人の人権が尊重されるために必要な取組み	132
問 21	精神障がいのある人の人権が尊重されるために必要な取組み	136
問 22	発達障がいのある人の人権が尊重されるために必要な取組み	140
問 23	子どもの人権に関する問題	143
問 24	子どもの人権が尊重されるために必要な取組み	146
問 25	高齢者の人権に関する問題	150
問 26	高齢者の人権が尊重されるために必要な取組み	154
問 27	外国人の人権に関する問題	157
問 28	外国人の人権が尊重されるために必要な取組み	161
問 29	病気にかかわる人の人権に関する問題	164
問 30	病気にかかわる人の人権が尊重されるために必要な取組み	167
問 31	刑を終えて出所した人の人権に関する問題	170
問 32	刑を終えて出所した人の人権が尊重されるために必要な取組み	173
問 33	犯罪被害者及びその家族の人権に関する問題	176
問 34	犯罪被害者及びその家族の人権が尊重されるために必要な取組み	179
問 35	犯罪加害者の家族の人権に関する問題	183
問 36	性的マイノリティの人権に関する問題	186
問 37	性的マイノリティの人権が尊重されるために必要な取組み	189
問 38	個人のプライバシーが守られていないと感じる場合	192
問 39-①	身元調査について—子どもが結婚するとき	196
問 39-②	身元調査の肯定理由—子どもが結婚するとき	204
問 40	インターネット上における人権に関する問題	207
問 41	インターネット上の人権侵害を解決するために必要な取組み	210
問 42	ユニバーサルデザインの認知度	214
問 43	あなたの身近で一人ひとりの人権は守られていると思うか	220

【 資料 】

調査票	223
集計結果	248

【 調 査 の 概 要 】

1 調査の目的

鳥取県人権意識調査(以下「調査」という。)は、人権に対する県民意識の変化、新たに認識の高まった人権問題についての県民意識及び求めている施策の方向性等を把握し、人権施策基本方針の改訂や人権問題についての教育・啓発活動など今後の人権施策推進の基礎資料とすることを目的として実施した。なお、この調査は、今回が4回目の実施である。(第1回 平成9年度、第2回 平成16年度、第3回 平成22年度)。

2 調査の概要

- (1) 調査対象 鳥取県内在住の16歳以上の者 3,000名
- (2) 抽出方法 住民基本台帳に基づく無作為抽出法
- (3) 調査客対数 (2)により抽出した者に送付した調査票に関し、宛先又は移転先不明等により返送された調査票を除いた2,972名
- (4) 調査時期 平成26年5月
- (5) 調査方法 (2)により抽出した者に対し、郵送により調査票を送付して実施した。なお、調査票の提出は無記名とした。
- (6) 有効回答数 1,298名
- (7) 回収率 43.7%(1,298/2,972)

3 資料のみかた

(1) 比率(%:パーセント)の表示について

原則として、各設問の無回答を含む集計対象総数(副設問では設問該当対象数)に対する百分率(%)を表している。1人の対象に2つ以上の回答を求める設問では、百分率の合計は100%を超える。また、百分率は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表示した。

(2) 「無回答」の取り扱いについて

以下については「無回答」として取り扱うこととした。

- ・回答が選択されていない場合
- ・回答数の制限を超える回答が選択されている場合

例:「○は1つだけ」という条件のある設問で2つ以上の回答を選択した場合など

(3) 選択された回答に矛盾がある場合の取り扱いについて

排他カテゴリ※ 以外の選択肢を採用することとした。

※排他カテゴリ...2つ以上選択できる設問の「必要ない」「わからない」などの選択肢

(4) 調査項目の「合計」の不一致について

クロス集計※ の「合計」と単純集計の「合計」は一致しない。これは、クロス集計には、性別、年齢などが記載されていないものは含めていないためである。

※クロス集計...性別、年齢や他の質問項目をかけ合わせてデータの分析や集計を行うことにより、相互の関係を明らかにするための集計方法

4 回収状況と信頼区間

(1) 必要標本数について

今回の調査においては、16歳以上の県人口 502,548 人から無作為に、3,000 人を抽出し、移転先不明等により返送された調査票を除いた 2,972 人に調査の依頼を行った。そのうち有効回答数は 1,298 人であり、回収率は 43.7%であった。

まず、標本数の設定については、次の式によって与えられる。

$$A = \frac{N}{\left[\frac{\varepsilon}{X(\alpha)} \right]^2 \cdot \frac{N-1}{\sigma^2} + 1}$$

- A = 必要標本数
- α = 推定を誤る確率
- $X(\alpha)$ = 正規分布の性質から与えられる値(1.96)
- N = 母集団の大きさ(満 16 歳以上の県民)
- σ^2 = 母分散
- ε = 精度

本調査では、信頼度を、95%とし計算を行った。この場合、 $X(\alpha)$ は、1.96 であり、母集団の大きさは 502,548 人。精度を仮に 3%、母比率を 50%とし、それぞれ代入して計算すると、以下のとおりとなる。

$$A = \frac{502,548}{\left[\frac{3}{1.96} \right]^2 \cdot \frac{502,547}{50 \times 50} + 1} = 1,064.8521$$

よって、今回の調査において必要な最小標本数は 1,065 人であり、有効回答 1,298 人はこの条件を満たしているといえる。

(2) 標本誤差について

有効回答票の標本誤差を次の式によって計算した。

$$B = \pm 1.96 \cdot \sqrt{\left[\frac{N-n}{N-1} \right] \cdot \frac{Q(100-Q)}{n}}$$

- B = 標本誤差
- N = 母集団の大きさ(満 16 歳以上の県民)
- n = 回答者総数(1,298 人)
- Q = 回収率(43.6%)

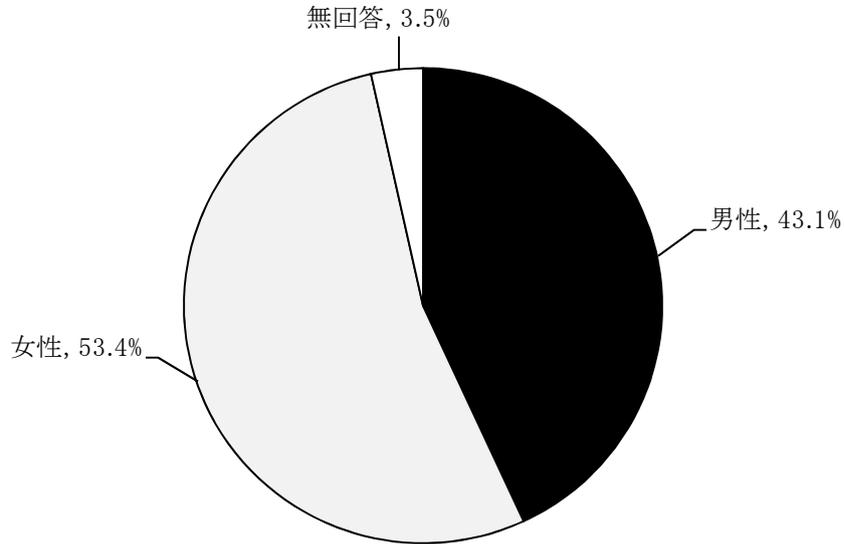
$$B = \pm 1.96 \cdot \sqrt{\left[\frac{501,250}{502,548} \right] \cdot \frac{43.6(100-43.6)}{1,298}} = \pm 2.69$$

すなわち、標本誤差は $\pm 2.7\%$ しかないといえる。

【回答者の属性】

1 性別

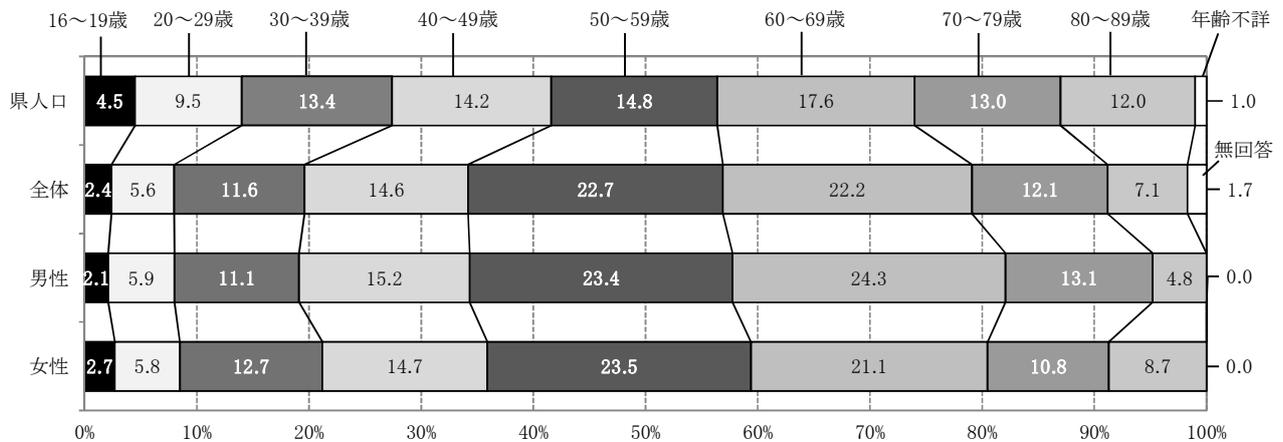
回答者を性別で見ると、男性が43.1%、女性が53.4%となっている。



全体	男性	女性	無回答
1,298	559	693	46
100%	43.1%	53.4%	3.5%

2 年齢

回答者を年齢別で見ると、16～19歳が2.4%、20歳代が5.6%、30歳代が11.6%、40歳代が14.6%、50歳代が22.7%、60歳代が22.2%、70歳代が12.1%、80歳以上の年代は7.1%となっている。

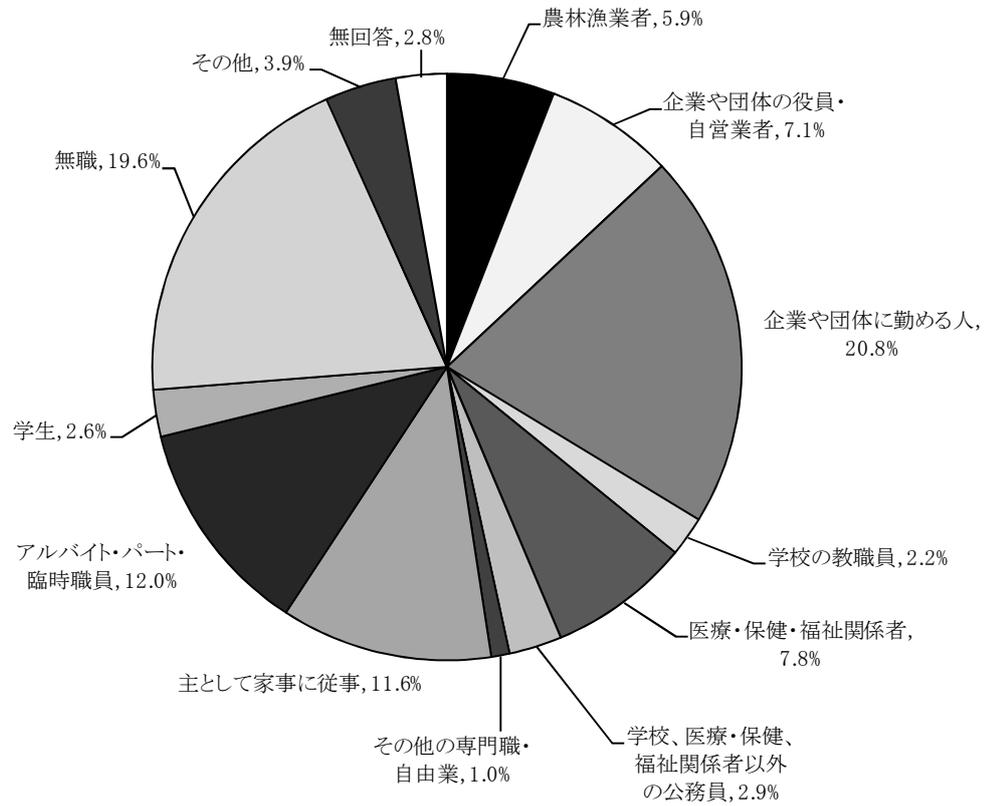


(注) 県人口は、H26.10.1現在 鳥取県年齢別推計人口統計より

(参考: 県内16歳以上総人口 494,382人)

3 職業等

回答者の職業等について以下のとおり分類したところ、その占める割合は円グラフのとおりである。



4 居住地域

回答者の居住地域の構成比、回収率は、以下のとおりである。

市 町 村	調査客体数(A)	有効標本数(B)	構成比(B/C)	回収率(B/A)
1 鳥取市	991	403	31.0%	40.7%
2 米子市	754	330	25.4%	43.8%
3 倉吉市	256	131	10.1%	51.2%
4 境港市	180	74	5.7%	41.1%
5 岩美町	62	25	1.9%	40.3%
6 若桜町	20	7	0.5%	35.0%
7 智頭町	39	18	1.4%	46.2%
8 八頭町	91	38	2.9%	41.8%
9 三朝町	35	18	1.4%	51.4%
10 湯梨浜町	87	34	2.6%	39.1%
11 琴浦町	92	36	2.8%	39.1%
12 北栄町	76	39	3.0%	51.3%
13 日吉津村	17	6	0.5%	35.3%
14 大山町	89	39	3.0%	43.8%
15 南部町	58	28	2.2%	48.3%
16 伯耆町	60	23	1.8%	38.3%
17 日南町	28	9	0.7%	32.1%
18 日野町	19	8	0.6%	42.1%
19 江府町	18	5	0.4%	27.8%
無回答	—	27	2.1%	—
全 体	2,972	(C) 1,298	100.0%	43.7%

【 結 果 の 概 要 】

1 回答者の属性について

- (1) 性別 男性が 43.1%、女性が 53.4%。
- (2) 年齢 16～19 歳が 2.4%、20～29 歳が 5.6%、30 歳代が 11.6%、40 歳代が 14.6%、50 歳代が 22.7%、60 歳代が 22.2%、70 歳代が 12.1%、80 歳以上が 7.1%。

2 「人権」について、自身に関わることとして考えたことがあるかについて

「よくある」、「たまにある」と答えた人は合わせて 51.1%。「ほとんどない」、「まったくない」と答えた人は 44.8%。

3 差別や人権侵害を受けた経験やその対応について

- (1) 過去5年間ぐらいの日常生活の中で差別や人権侵害を受けたと思ったことがあるかについて、「よくある」、「たまにある」と回答した人は 16.8%。「ほとんどない」、「まったくない」と回答した人は 77.4%。
- (2) 差別や人権侵害の被害の種類は、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」が最多(49.5%)、次いで「職場での嫌がらせやいじめ(パワーハラスメントを含む)」(34.9%)、「名誉・信用の毀損、侮辱」(21.1%)、「差別待遇(人種・信条・性別・社会的身分等による不平等・不利益な取扱い)」(18.3%)。
- (3) 差別や人権侵害を受けたときの相談先は、「友人、同僚」(38.5%)が最多。次いで「家族や親戚」(31.2%)、「何もしなかった」(22.5%)。
- (4) 自分や家族が差別や人権侵害を受けたとき、相談したいのは「家族や親戚」(53.7%)が最多。次いで「友人、同僚」(36.2%)、「国や県、市町村の人権相談窓口(電話相談やメール相談を含む)」(26.4%)。
- (5) 相談先に求めるのは「親身になって話を聞き、共感してくれること」(35.9%)が最多、次いで「法律的な知識や経験に基づいたアドバイス」(32.8%)。

4 県内に存在していると思う人権問題について

「同和問題に関すること」が最多(57.8% 前回調査 56.2%)、次いで「障がいのある人に関すること」(50.7% 前回調査 46.3%)。以下、「高齢者に関すること」(26.6% 前回調査 17.5%)、「男女共同参画に関すること」(26.3% 前回調査での項目は「女性に関すること」24.8%)、「在日韓国・朝鮮人に関すること」(23.7% 前回調査 25.6%)、「子どもに関すること」(20.1% 前回調査 8.7%)。

5 人権意識向上のための取組み・人権尊重の社会づくりに必要な行政施策について

- (1) 人権意識向上のために必要と思う取組は、「学校教育の中で、人権を尊重する心を育てよう努める」が最多(64.5%)、次いで「家庭教育の中で、人権を尊重する心を育てよう努める」(55.4%)、「行政が人権意識を高めるための啓発活動などを積極的に推進する」(26.1%)。

(2) 人権尊重の社会づくりに必要と思う行政施策は、「学校において人権に関する教育を充実する」が最多(52.1%)、次いで「人権が侵害された人や社会的に弱い立場にある人のための相談体制を充実する」(40.2%)。以下、「県民の人権意識を高めるための啓発活動などを積極的に推進する」(28.9%)、「社会にみられる不合理な格差を解消するための施策を充実する」(25.9%)と続く。

6 啓発物を読んだり見たりした経験について

(1) 人権問題に関する啓発物について、「積極的に読んだり見たりしている」、「ときどき読んだり見たりしている」と答えた人は、55.6%、また、「ほとんど読んだり見たりしたことはない」、「まったく読んだり見たりしたことはない」と答えた人は43.1%。

(2) 読んだり見たりしたことがある啓発物は「県や市町村の広報誌」(74.5%)が最多、次いで「新聞記事」(48.1%)、「映画・テレビ番組・CM(コマーシャル)」(39.5%)、「パンフレットやチラシなどの印刷物」(38.8%)が続く。

(3) 啓発物を読んだり見たりしなかった理由で最も多いのが「気がつかなかったから」(24.3%)、次いで「自分の日常生活にあまり関係ないから」(22.3%)。

7 人権問題に関する講演会や研修会への参加回数について

(1) 過去5年間に人権問題に関する講演会や研修会、地域の学習会等に「参加したことがある」(52.6%)、「参加したことがない」(46.1%)。

(2) 参加意識について、「職場や地域の方に誘われて参加してきた」(32.5%)、「職場や地域の参加割当などで仕方なく参加してきた」(31.7%)、「自らの意志で積極的に参加してきた」(25.0%)。

(3) 参加した人の感想は「人権問題は日常の生活や仕事と深くかかわっていることに気づいた」(46.9%)、「差別や人権侵害の実態がよくわかった」(39.6%)。

(4) 参加しなかった人の不参加の理由は「知らなかったから」(33.4%)、「興味がないから」(23.5%)、「忙しくて都合がつかなかったから」(21.4%)。

8 人権問題への理解を深めるために有効な啓発手法について

「テレビ・ラジオなどのマスメディアの利用」(40.7%)が最多、次いで「講演会の開催」(25.0%)、「広報誌・パンフレット・ポスターの作成」(22.1%)。

9 人権尊重の心を育むために必要な学校教育について

「人や命を大切に作る心や態度を育むという視点の教育を進める」(67.2%)が最多、次いで「差別やいじめをすることは悪いことであるという意識を持たせる教育を進める」(44.5%)、「同和問題や、障害のある人、女性、高齢者、子ども、外国人の人権など、さまざまな人権の視点を入れながら、総合的に教育を進める」(38.8%)。

10 同和問題について

- (1) 部落差別の現状について、「同和地区の生活環境や就労、教育面の格差は解消されたが、同和地区の人々に対する差別意識は解消されていない」(30.7%)が最多、次いで「わからない」(20.3%)、「同和地区の生活環境や就労、教育面の格差は解消され、同和地区の人々に対する差別意識は解消されている」(17.8%)、「同和地区の生活環境はおおむね改善されたが、就労面や教育面などの格差や同和地区の人々に対する差別意識などは解消されていない」(11.3%)。
- (2) 過去5年間で差別的な発言や行動を直接見聞きしたかどうかについて、「見聞きしたことがある」(18.6%)、「見聞きしたことがない」(79.0%)。
- (3) 見聞きした差別的な発言や行動は「地域や職場、学校、家庭内などでの差別的な言動」(80.1%)が最多、次いで「建物などへの差別的な落書き」(12.0%)、「インターネット上での差別的な表現等」(10.4%)。
- (4) 見聞きしたことがあると答えた人のその時の対応について、「差別に気づき、間違いを説明したかったが、できなかった」(23.7%)、「差別に気づき、間違っていることを説明した」(19.9%)、「差別に気づいたが、どこに対して言えばいいのかわからなかったため、何もできなかった」(19.9%)。
- (5) 結婚問題について「同和地区出身の人であるかないかに関係なく、子の意思を尊重する」(48.7%)が最多、次いで「自分としてはややこだわりがあるが、子の意思を尊重する」(19.9%)、「わからない」(14.5%)。
- (6) 同和地区の物件に対する忌避意識(避けようとする意識)について、「物件が同和地区にあっても、条件が合えば、こだわらない」(44.8%)、「わからない」(30.5%)、「物件が同和地区にあったら、避ける」(19.7%)。
- (7) 部落差別を解消するために必要と思う取組は、「差別意識をなくし人権を大切にせる教育・啓発活動を推進する」(52.9%)が最多、次いで「相談体制を充実する」(18.8%)、「そっとしておけば、差別は自然になくなる」(17.9%)、「身元調査お断り運動を推進する」(17.2%)。

11 男女共同参画に関する問題について

- (1) 男女共同参画に関することで問題があると思うことは、「結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境」が最多(51.8%)、次いで「男女の固定的な役割分担意識を押しつける」(25.3%)、「職場における仕事内容や昇進・賃金等についての男女の差」(23.6%)。
- (2) 男女共同参画を推進するために必要と思う取組は、「男女がともに仕事と家庭を両立できるように、就労環境の整備を企業等に働きかける」(50.3%)が最多、次いで「働く場での男女の格差をなくすように、均等な就労環境を企業等に働きかける」(26.7%)、「学校において、男女共同参画に関する教育を推進する」(26.0%)。

12 障がいのある人の人権について

- (1) 障がいのある人の人権に関することで問題があると思うことは、「障がいや障害のある人への理解や認識が十分でない」(45.8%)が最多、次いで「就労の機会が少ない」(32.2%)、「道路や交通機関、建物の段差などにより、外出・利用するのが不便」(27.3%)。
- (2) 身体障がいのある人の人権が尊重されるために必要と思う取組は、「身体障がいや障がいのある人への理解と正しい認識を深めるための教育・啓発を推進する」(46.7%)が最多、次いで「就労系事業所の充実など就労支援や就労機会の確保を図る」(32.0%)、「医療やリハビリテーション・介護のサービスを充実さ

せる」(27.5%)。

- (3) 知的障がいのある人の人権が尊重されるために必要と思う取組は、「知的障がいや障がいのある人への理解と正しい認識を深めるための教育・啓発を推進する」(53.6%)が最多、次いで「就労系事業所の充実など就労支援や就労機会の確保を図る」(31.8%)、「知的障がいのある幼児・児童・生徒に対するきめ細やかな教育を充実する」(26.3%)。
- (4) 精神障がいのある人の人権が尊重されるために必要と思う取組は、「精神障がいや障がいのある人への理解と正しい認識を深めるための教育・啓発を推進する」が最多(51.6%)、次いで「精神障がいのある人のための相談体制を充実する」(31.0%)、「医療やリハビリテーション・介護のサービスを充実させる」(28.0%)。
- (5) 発達障がいのある人の人権が尊重されるために必要と思う取組は、「発達障がいや障がいのある人への理解と正しい認識を深めるための教育・啓発を推進する」が最多(56.2%)、次いで「発達障がいのある幼児・児童・生徒に対するきめ細やかな教育を充実する」(28.7%)、「発達障がいのある人のための相談体制を充実する」(27.3%)。

1.3 子どもの人権について

- (1) 子どもの人権に関することで問題があると思うことは、「子ども同士での、暴力や仲間はずし、無視などのいじめ」(63.3%)が最多、次いで「いじめに気づいても、見てみぬふりをしてしまうこと」(49.5%)、「インターネットや無料通話アプリ等を利用した嫌がらせやいじめ」(36.4%)、「保護者による育児放棄や暴力などの虐待」(35.7%)。
- (2) 子どもの人権が尊重されるために必要と思う取組は、「差別やいじめを許さない子どもを育成する教育を行う」(33.7%)が最多、次いで「保護者が利用できる相談・支援体制を充実する」、「教職員の人権意識や指導力を向上させる」(それぞれ 30.0%)、「子どもの人権を尊重するための教育・啓発を推進する。」(29.5%)。

1.4 高齢者の人権について

- (1) 高齢者の人権に関することで問題があると思うことは、「年金などの収入が十分でなく、経済的に自立が困難である」(37.6%)が最多、次いで「公共交通機関の運行が少なく、外出しづらい」(28.7%)、「家族や地域と疎遠になりがちで孤独な生活を送っている」(28.6%)。
- (2) 高齢者の人権が尊重されるために必要と思う取組は、「訪問支援など、高齢者を地域で支える仕組みを整備する」(40.0%)が最多、次いで「老人クラブの活動支援など、生きがい・健康づくりを推進する」(38.1%)、「医療やリハビリテーション・介護のサービスを充実させる」(31.6%)。

1.5 外国人の人権について

- (1) 外国人の人権に関することで問題があると思うことは、「わからない」(35.2%)が最多であり、特徴的である。その他「道路や公共施設、病院等に外国語表記がなく、通訳も不十分なため、サービスが受けにくい」(23.0%)、「文化や習慣等が違うため、地域社会に受け入れられにくい」(18.4%)。
- (2) 外国人の人権が尊重されるために必要と思う取組は、「異文化を理解し、多文化共生の認識を深めるための啓発・広報を推進する」(33.1%)が最多、次いで「日本人と地域に住んでいる外国人との交流を促進

する」(28.4%)、「外国人が日本語や日本の生活習慣を学習できる機会を増やす」(26.6%)。

16 病気にかかわる人の人権について

- (1) 患者やその家族など病気にかかわる人の人権に関する事で問題があると思うことは、「差別的言動を受けたり、偏見の目で見られたりする」(25.3%)が最多、次いで「経済的な理由で受診が続けられない」(25.1%)。「わからない」が(23.3%)。
- (2) 病気にかかわる人の人権が尊重されるためにと思う取組は、「医療機関のインフォームドコンセントの徹底やセカンドオピニオンの推進など患者本位の医療を実施する」(42.5%)が最多、次いで「患者やその家族のための相談体制を充実する」(39.9%)、「病気やそれに伴う人権問題に関する正しい知識などの教育・啓発を推進する」(34.2%)。

17 刑を終えて出所した人の人権について

- (1) 刑を終えて出所した人の人権に関する事で問題があると思うことは、「就労の機会が少ない」(35.1%)が最多、次いで「社会復帰を支援する機関が少ない」(33.4%)、「わからない」(30.1%)。
- (2) 刑を終えて出所した人の人権が尊重されるために必要と思う取組は、「社会復帰しやすくするための生活支援(就労・住宅の支援など)を充実する」(43.9%)が最多、次いで「刑を終えて出所した人のための相談体制を充実する」(35.1%)、「犯罪の種類や刑の重さによって違うので、何とも言えない」(31.7%)。

18 犯罪被害者等の人権について

- (1) 犯罪被害者及びその家族の人権に関する事で問題があると思うことは、「事件のことで、周囲の人にうわさ話をされたり、被害者側にも落ち度があるように言われたりする」(48.5%)、次いで「精神的なショックにより、日常生活に支障が生じる」(45.6%)、「インターネット上でプライバシーに関することが公表されたり、マスメディアの取材によって平穏な生活ができなくなる」(35.3%)。
- (2) 犯罪被害者及びその家族の人権が尊重されるために必要と思う取組は、「犯罪被害者とその家族のためのカウンセリングや相談体制を充実する」(55.8%)が最多、次いで「マスメディアが犯罪被害者とその家族に配慮した報道や取材を行う」(52.4%)、「犯罪被害者等の現状や支援の必要性に対する理解を深めるための教育・啓発を推進する」、「住宅、保健医療、福祉などの被害者支援を推進する」それぞれ(23.4%)。
- (3) 犯罪加害者の家族の人権に関する事で問題があると思うことは、「事件のことで、周囲の人にうわさ話をされる」(45.1%)、次いで「インターネット上でプライバシーに関することが公表されたり、マスメディアの取材によって平穏な生活ができなくなる」(37.1%)、「精神的なショックにより、日常生活に支障が生じる」(34.8%)、「加害者家族としての苦しみについて、地域や職場・学校での理解が得られない」(33.1%)。

19 性的マイノリティの人権について

- (1) 性的マイノリティの人権に関する事で問題があると思うことは、「性的マイノリティに対する理解が足りない」(39.1%)が最多、一方で「わからない」(38.8%)も多数。
- (2) 性的マイノリティの人権が尊重されるために必要と思う取組は、「性的マイノリティに対する正しい認識と理解を深めるための教育・啓発を推進する」(39.6%)が最多、次いで「性的マイノリティのための相談体制を充実する」(25.3%)、「性の多様性に応じて法律や制度を見直す」(24.9%)であるが、「わからない」

(35.4%)も多数。

20 個人のプライバシーについて

個人のプライバシーに関して守られていないと感じることは、「知らない企業や団体からダイレクトメールが届いたり、訪問や電話による勧誘を受けること」(63.8%)が最多、次いで「民間企業や名簿業者などにより自分に関する情報が知らないうちに集められ、管理されること」(30.2%)、「インターネットの掲示板への書き込みや電子メールの書き込み」(26.8%)。

21 身元調査について

- (1) 自分の子どもが結婚するとき、親の立場から相手の身元調査を行うことはやむを得ないと思うかどうかについて、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて 32.3%。「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と答えた人は合わせて 48.4%。「どちらともいえない」と答えた人は 13.9%。
- (2) 身元調査を行うことはやむを得ないと思う理由として、「子どもの将来に重要な関連があるから」(46.1%)、「相手を信用する根拠となるから」(40.8%)、「世間一般に行われているから」(6.9%)。

22 インターネット上における人権について

- (1) インターネット上における人権に関することで問題があると思うことは、「無断で他人のプライバシーに関することが掲載される」(42.8%)が最多、次いで「他人を誹謗中傷する表現が掲載される」(40.8%)、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている」(28.6%)、「子どもたちの間で、インターネットや無料通話アプリ等を利用したいじめがある」(27.0%)、「個人情報流出等の問題が多く発生している」(26.1%)。
- (2) インターネット上の人権侵害を解決するために必要と思う取組は、「違法な情報発信に対する監視・取締りを強化する」(36.4%)が最多、次いで「学校での子どもに対する情報モラル教育や保護者への啓発などを充実する」(33.6%)、「インターネット上での人権侵害に対して措置ができるように法律を整備する」(31.0%)。

23 ユニバーサルデザインの認知度について

「内容・意味についてよく知っている」と回答した人は 21.6%。また「言葉は聞いたことがあるが、内容、意味についてはよく知らない」と回答した人は 32.1%。「まったく知らない」と回答した人は 41.0%。

24 鳥取県は人権が尊重される社会になっているか

職場や学校、家庭、地域などにおいて、人権が守られているかについて、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人は合わせて 51.3%。「そうは思わない」「どちらかといえばそう思わない」と回答した人は合わせて 25.5%。